

「神鍋高原『火』のまつり」出店者募集要領

募集要項目次

- [1～4 頁]・募集要項
- [4 頁]・火器の取り扱いについて
- [4 頁]・食品衛生に関する取り扱いについて
- [6 頁]・必要書類一覧

1 開催趣旨

神鍋高原火山祭りに代わるイベントとして、地域のシンボルである神鍋山、神鍋火山群というイメージを広めるため、「火山」「火」「噴火」からなるキーワードを用いたイベントを開催し、神鍋らしさを発信する。併せて、神鍋の魅力づくりにより、8月のスポーツ合宿終了後、夏休みの一般来場者の集客を図る。

また、本イベントは、将来的には近畿を代表する和太鼓フェスティバルとして開催することで、神鍋高原の名前を全国に広めることにつなげていくものとする。

2 イベントの名称

神鍋高原「火」のまつり

3 開催日時

平成26年8月31日(日)午後6時～9時

4 開催場所

アップかなべ中央駐車場

5 主催

日高神鍋観光協会

6 内容

神鍋山の大火文字、大たき火、但馬内の和太鼓グループの演奏

7 特別出演

和太鼓松村組(神戸市)

8 日程

時間	内容	備考
----	----	----

18:00～18:15	オープニング（子ども太鼓）	
18:20～18:35	和太鼓演奏 1	
18:40～18:55	和太鼓演奏 2	
18:55～19:00	神鍋山の大火文字点火	
19:00～19:10	大たき火点火	
19:10～19:25	和太鼓演奏 3	
19:30～19:45	和太鼓演奏 4	
19:50～20:05	和太鼓演奏 5	
20:10～21:00	和太鼓演奏（松村組）& グランドフィナーレ（出演者全員による和太鼓共演）	

9 来場予定者数

約700名

10 出店条件

以下の（1）（2）のいずれも満たすものを出店対象とする。

（1）神鍋高原「火」のまつりの開催趣旨に賛同し、以下の～のうち、いずれかを満たす者

但馬地域の農林水産業関係団体

但馬地域の食品産業関連事業者

その他主催者が適当と認める者

（2）開催日時の開始時間から終了時間まで出店可能である者

（3）以下の～のうち、いずれかの内容で出店可能である者

但馬地域の農林水産物、特産品、加工食品等の展示即売

但馬地域の農林水産業及び食育に関する体験、PRのための活動

その他主催者が適当と認めるもの

11 出店申込

出店を希望する団体は、下記(6頁)の「必要書類一覧」に記載されている必要書類を本協会事務局あて提出してください。

開催日時、出店条件、内容などを十分に確認の上、お申し込みください。

また、出店希望者が多数の場合は、会場の都合上、出店をお断りする場合がありますのでご了承願います。

12 出展小間

1小間(3.6m×2.7m)あたり、3,000円

複数の小間で出店される場合は小間数に応じた出店料が必要になります。

13 出店小間の場所の割当(位置)

主催者が決定の上、後日連絡します。

なお、出店希望者が多数の場合は、出店者数等を調整することがありますのでご了承願います。

14 出店の取り消し

主催者は、出店者が本要領に違反すると認められる場合は、出店を取り消すことがあります。なお、これによって生じた損害については、主催者は一切その責を負わず出店料は返却しません。

15 出店にあたっての留意事項

(1) 出店者に準備いただくもの

- ・ 出店用テント
- ・ ごみ袋、ごみ箱
(店舗で使用した食器に関しては、それぞれの店舗での処理にご協力ください。)
- ・ 照明(簡易電灯など)
(照明用の電源は当方にて準備しますので、ご自身の屋台付近を明るくする程度の照明器具の持ち込みにご協力ください)
- ・ 飲食営業行為に必要な火器類(ガスボンベ、コンロ等)は各自で持ち込んでください。
- ・ その他販売に必要なテーブルなど
上記の中で、準備が難しいものがあるようでしたらご相談ください。

(2) 食品の出店について

各種食料品、加工品等の販売、試飲食、若しくは飲食営業行為を行う場合については、豊岡健康福祉事務所への届出等法令上の手続きが必要となります。(手続きは主催者において一括で行います)

なお、豊岡健康福祉事務所の指示により、販売にあたって条件が付く場合や販売が認められない場合がありますのでご了承ください。(個別の可否については、「出店希望調書」及び「食品衛生に関する調べ」の内容に基づき豊岡健康福祉事務所との協議後に指示します)

出店物の検討の際に不明な点は豊岡健康福祉事務所へ事前に問い合わせてください。

(3) 酒類の試飲、販売について

酒類の試飲、販売は「地元の特産物のPR」という趣旨に沿った場合のみに限ります。

酒類そのものが地元の特産物である場合

特産物のPRのために酒類を提供する場合

また、会場内での酒類の販売については、豊岡税務署への届出が必要ですが、税務署の判断により認められない場合があります。

なお、飲酒運転の防止や未成年者の飲酒防止のため、試飲、販売に際しては自動車等の運転の有無や年齢の確認を徹底してください。

(4) 持ち込み禁止物品について

出店者は、次に掲げる物品の持ち込みは出来ません。

発火又は引火しやすいもの

著しい火焰、煙等を発するもの

著しい音響、振動、塵埃、悪臭を発するもの

接触又は接近することにより、事故を起こすおそれがあるもの

出店会場を汚染、損傷するおそれがあるもの

その他、主催者が不相当と認めるもの

(5) 開催の中止について

悪天候等により災害等が懸念される場合は、急きょ開催を中止することがあります。その際、主催者は中止に伴う一切の責は負いませんので、予めご了承願います。

(6) その他

・環境に配慮し、ゴミの分別回収にご協力ください。

・イベント終了時の清掃活動にご協力ください。

(午後9時のイベント終了時に、撤収作業などお忙しいかとは存じますが清掃活動にご協力ください。)

火器の取り扱いについて

以下の点に注意し、安全に火器を使用してください。

1 取り扱いが禁止されているもの

安全性の面から、ガソリンや灯油など揮発性燃料を使用した調理器具や自家発電機の使用は禁止です。

2 火器を取り扱う上での注意事項

ア 転倒防止のため、テントの支柱又はアンカー留めをして、完全に固定した上で使用してください。

イ 燃焼器への接続等は、安全を十分に核に行ってください。

3 その他

ア ガス販売業者により安全が確認されているものを持ち込んでください。

イ 消化器については、本協会にてご用意させていただきます。

ウ ルールを守れない場合は、出店を取りやめていただくこともあります。

「神鍋高原『火』のまつり」食品衛生に関する取扱いについて

食品衛生法に係る飲食店営業(露店)・菓子製造業(露店)許可については、本協会にて、豊岡健康福祉事務所へ申請し一括取得します。

1 取扱い品目について

(1) 取扱いが禁止されている食品

刺身、サラダ、酢の物、にぎりずし類等、安全性が確保しにくい食品は不可

(2) 取り扱うことができる食品

ア 加熱調理後すぐ食べる食品

例：たこ焼き、おでん、麺類、焼きそば、お好み焼き、焼き鳥、イカ焼き、フランクフルト等

イ 野菜、果実等の直売

ウ 市販品の販売（ただし、食肉、鮮魚介類及び乳類の販売は、食品の営業許可が必要なので販売不可とします）

（注1）現地調理を行ったものについては、その場で食べることを。持ち帰りができない状態で販売すること。（パック詰めなどにしないこと）

（注2）飲食店営業等許可業者が許可を取っている施設内で調理し、パックで出来上がりを持ち込む場合は、JAS法・食品衛生法の加工食品による一括表示が必要です。

2 過去にあった指摘事項（参考：コウノトリ翔る但馬まるごと感動市）

(1) 饅頭・餅

餡入り不可。（製造者が菓子製造許可を取っている施設内で製造したものの販売に限り可能）

(2) おにぎり

おにぎりは食中毒になる事例が多く危険であるため不可。（製造者が飲食店営業許可を取っている施設内で調理した場合は可能）

(3) 肉類

肉は事前に加熱調理したもの等を客に提供する前にもう一度加熱し、中まで十分火が通るようにすること。過去に「中が冷たくて下痢をした」との苦情あり。（から揚げ、焼き鳥、フライドチキン等）

(4) 焼きイカ・たこ焼き

イカ、タコは事前にボイルしたものを使用すること。

(5) 山菜おこわ

その場で食べることを。持ち帰りができないように販売すること。（市販品を除く）

(6) 海の幸

茹でてあるものを含め、必ず10℃以下になるように温度管理すること。

3 会場内給排水設備について

会場内の一部に給排水設備を整えますので、手洗い等は十分に行い、常に清潔な状態を保つこと。なお、給排水設備数が限られているので、食器等は使い捨てのものを使用すること。

4 留意事項

平成21年度から健康福祉事務所の取り扱いが変わり、検便成績書の提出が必要なくなりました。しかし、食品取扱い責任者を明確にし、当日は、責任者が調理に従事する人の健康状況を確認し、嘔吐、下痢等消化器系症状がある人、また手指に傷のある人を調理に従事させないようにしてください。

必要書類一覧

1 出店希望調書

- (1) 開催日時、出店条件、内容などを十分に確認の上、お申し込みください。
- (2) 出店希望調書の返却は致しませんので、コピーを取るなどして写しを保管しておいてください。

2 食品衛生に関する調べ（食品関係を取り扱う場合のみ）

- (1) 食品関係を取り扱う場合は、必ず提出してください。
記入にあたっては、別添の「記入例」を十分にご確認ください。
- (2) 「食品衛生に関する取り扱いについて」を併せて送付しておりますので、十分にご確認の上、遵守いただきますようお願いいたします。
- (3) 「食品衛生に関する調べ」に記載されていない食品は当日販売していただくことができません。
- (4) 出店物の検討の際に不明な点は豊岡健康福祉事務所へ事前に問い合わせてください。

豊岡健康福祉事務所（食品薬務衛生課）

〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町 7-11（兵庫県豊岡総合庁舎）

（0796）26-3666

日高神鍋観光協会

住所 〒669-5372

兵庫県豊岡市日高町栗栖野59-13

TEL 0796-45-0800

FAX 0796-45-1501